

人吉市農業委員会定例総会

(第13回)

令和5年12月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和5年12月25日

人吉市役所 2階 202会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 74 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 75 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 76 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 4 議第 77 号 許可の取消願について
日程第 5 議第 78 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づく農業委員会の意見決定について
日程第 6 議第 79 号 令和5年度農地利用集積等促進計画（案）について
日程第 7 議第 80 号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	上 野 博 司
会長職務代理者	9番	林 主 一
委 員	1番	向 岩 敏 雄
同	2番	中 嶽 修 平
同	3番	原 口 政 廣
同	4番	湊 上 澄 雄
同	5番	竹 下 豊
同	6番	簗 田 秀 彦
同	7番	永 田 正 輝
同	8番	宮 崎 右 男

○ 出席推進委員（14名）

委 員	11番	牛 塚 敬 一 郎
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	段 村 洋 一
同	14番	山 本 雄 二

同	15番	竹田博
同	16番	有瀬英憲
同	17番	中村郁子
同	18番	椎葉徹
同	19番	元田和弘
同	20番	赤池親
同	21番	迫田公江
同	22番	仲村建彦
同	24番	東悟
同	25番	東照

○欠席した委員

最適化推進委員 23番 北山加一郎

議事録署名農業委員 6番 簗田秀彦

議事録署名推進委員 15番 竹田博

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	前村洋宣
係	長	豊永英紀
主	任	湊田奈緒美
再任用職員		坂井正子

開会 9 : 30 分

○（議長）おはようございます。本日は、23番委員から欠席届が出ております。

本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。

ただ今から令和5年第13回人吉市農業委員会総会を開会いたします。議事録署名委員に6番委員、15番委員を指名します。本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

○（事務局長）議事日程 朗読

○（議長）日程第1・議第74号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第1・議第74号 朗読

○（議長） 1 番について 1 番委員の調査報告をお願いします。

○（1 番委員）おはようございます。議第 7 4 号、農地法第 3 条の許可申請に対する 1 番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田と畑です。面積は田が 2 筆で 2, 1 1 1 m²、畑が 3 筆で 6, 4 6 6 m²の合計の 8, 5 7 7 m²です。無償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の廃止、譲受人の農業経営の拡大となっております。申請地はタブレットの 1 ページと 2 ページになります。1 ページが田で 2 ページが畑です。譲受人と譲渡人は従兄弟同士です。長年にわたり譲受人が農地を管理されていて、現在も田には水稻、畑には栗と野菜を作っておられます。私も行きましたが、栗もだいぶ大きくなっております。譲渡人のお母様が亡くなられてからこのような形を取られていたということです。次に調査書をご覧ください。調査の結果、1 番、4 番、6 番はいずれも該当せず、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしくをお願いします。以上です。

○（議長）ありがとうございました。1 番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって 1 番は原案可決いたしました。2 番について 6 番委員の調査報告をお願いします。

○（6 番委員）おはようございます。議第 7 4 号、農地法第 3 条の許可申請に対する 2 番の調査報告を行います。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、1 筆で 1, 0 4 4 m²です。有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。作物は水稻栽培となっており、数十年前から譲受人が借り受けられて栽培をされております。申請地は位置図のとおりです。ご覧ください。次に調査書をご覧ください。調査の結果、1 番、4 番、6 番はいずれも該当せず、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしくをお願いします。

○（議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

3番は私の調査案件になりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

（ 職務代理者と議長を交代する ）

○（職務代理者）議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくをお願いします。

3番について10番委員の調査報告をお願いします。

○（10番委員）おはようございます。議第74号、農地法第3条の許可申請に対する3番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、1筆で293㎡でございます。農振区分は農用外で有償移転であります。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大であります。申請地は別紙の位置図4ページのとおりです。まず、譲受人は退職前から農業に従事されておりましたが、数年前から年齢的なこともありまして水稻ではなく、栗の栽培に切り替えて今現在、栗の栽培と販売を主にされております。今回の申請地は自宅のすぐ近くで歩いて1、2分の範囲にあります。実は以前より譲渡人の両親へ購入したいとの希望を出されていたようですが、この度、譲渡人に相続をされ、将来的にも譲渡人は農業経営を廃止したいとの希望もありまして、今回の申請に至ったということでございます。また、栗の栽培をされているこの樹園地は今現在、50a以上ありまして、今回の購入予定地は現在の樹園地に隣接している場所でございます。植栽につきましても引き続き栗を栽培し、問題なく活用したいと伺っております。調査の結果、1番、4番、6番は該当しないと判断いたしました。皆様のご審議の方よろしくをお願いします。

○（職務代理者）ありがとうございました。3番の報告について質疑はありませんか。

○（１６番委員）畑で農振区分は農用外で面積は２９３㎡の割には値段が高いような気がします。そのことについて聞いていることはありませんか。

○（１０番委員）売買金額については別に伺っておりません。相対で決めていただいた金額でして、本人さんに話を聞きますと、実はこの農地について広いと思っていたという事は聞いております。

○（職務代理者）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって３番は原案可決いたしました。
ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

（ 議長を会長と交代する ）

○（議長）４番について３番委員の調査報告をお願いします。

○（３番委員）おはようございます。議第７４号、農地法第３条の許可申請に対する４番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用地内であります。面積は１筆で９５８㎡です。また、有償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりであります。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。この農地は口頭契約で十数年前から譲受人がもち米を作っている田んぼでございます。今後ももち米を作って地域水稻調整に参加し、取り決めに遵守したいと聞いております。申請地は位置図をご覧ください。次に調査書をご覧ください。調査の結果、１番、４番、６番は該当せず、許可相当と判断をしました。ご審議の方よろしくをお願いします。

○（議長）ありがとうございました。４番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって４番は原案可決いたしました。

日程第２・議第７５号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第２・議第７５号 朗読

- （議長）１番について２番委員の調査報告をお願いします。

- （２番委員）おはようございます。議第７５号、農地法第４条の許可申請に対する１番の調査報告をいたします。まずは、議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は２筆で３７６㎡です。申請人は記載のとおりで転用目的は倉庫及び駐車場となっております。農地の区分は第３種農地で都市計画用途指定区域内となっております。申請地は別紙の位置図をご覧ください。こちら備考のほうに既転用、始末書ありとなっております。簡単にこちらのほうを説明させていただきます。元々申請人の今回の土地というのは、申請人の両親が所有していた農地でありまして、その農地を申請人が相続によって取得したものとなっております。遡ると４０年以上前の話になりますが、亡くなったご両親としては申請人を含む兄弟の誰かが必要になったら自分名義の土地だろうと兄弟の助けになるように使って欲しいという意向がありましたので、申請人としては約４０年前に弟が農機具販売店を営んでおりましたので、倉庫として使いたいということがあったので、倉庫を建築したという流れになっております。現在は申請人の姉の夫が経営している造園業の倉庫及び駐車場として利用し、現在に至っているということで始末書をいただいております。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで農地の区分は第３種農地です。一般基準は１番、３番、６番、８番は適当と判断しました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断しました。ご審議の方よろしくをお願いします。

- （議長）ありがとうございました。１番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

日程第3・議第76号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長）日程第3・議第76号 朗読

○（議長）1番について6番委員の調査報告をお願いします。

○（6番委員）議第76号、農地法第5条の許可申請に対する1番の調査報告を行います。

まずは、議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は2筆で466.08㎡です。貸付人、借受人は記載のとおりです。転用目的はドライブスルー方式の調剤薬局店舗及び駐車場等の建設です。借受人は今回、初めての調剤薬局店舗を展開されるわけですが、親族が郡内にて薬局を営まれております。農地の区分は第2種農地で都市計画用途指定区域外であります。着工と完了は記載のとおりです。申請地は位置図をご覧ください。雨水については、排水枡を設けてそれに集水をして排水処理をするということです。生活雑排水及び汚水については、浄化槽を設置し、市の下水道へ繋げて排水するということです。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりです。この中で農地の区分と転用目的ですが、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないとしております。次に一般基準の1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくをお願いします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
2番について7番委員の調査報告をお願いします。

- （7番委員）おはようございます。議第76号、農地法第5条の許可申請に対する2番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農用外です。面積は1筆の400㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅の建設です。なお、譲渡人と譲受人の関係性は譲受人の娘さんとその夫になります。農地の区分は第3種農地で都市計画用途指定区域内です。着工と完了は記載のとおりです。転用場所は別紙位置図をご覧ください。被害防除計画ということで生活雑排水、汚水の処理方法は公共下水道に接続し、排水する。雨水の処理方法としまして、道路側溝へ放流となっております。被害防除計画としまして、造成中に係る土砂の流失、たい積、崩壊への対応策につきましては、隣接地の境界部分にはコンクリート擁壁を設置し、盛土部分の崩壊により、隣接地へ土砂が流失しないよう留意するということで何らかの問題があった場合には、責任をもって対応するということです。土地改良区から差し支えないという意見書が出されております。次に実質審査表をご覧ください。第3種農地は転用できとなっております。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、8番は適当と判断しました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくをお願いします。

- （議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありますか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番から4番について2番委員の調査報告をお願いします。

- （2番委員）議第76号、農地法第5条の許可申請に対する3番の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は4筆で1, 427㎡です。申請人は記載のとおりで転用目的は店舗及び駐車場となっております。農地の区分は第3種農地で都市計画用途指定区域内となっております。申請地はタブ

レットをご覧ください。ここで若干の補足をいたしますと、今回、この店舗につきましては、家族葬などの小規模な斎場になりまして、位置図の青い部分に建てられることになっておりまして、残りの3筆については、駐車場を予定しているということです。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで農地の区分は第3種農地です。一般基準の1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により許可相当と判断しました。

続きまして、議題76号、農地法第5条の許可申請に対する4番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田及び畑が1筆ずつで合計278㎡です。申請人は記載のとおりで転用目的は個人住宅となっております。農地の区分は第3種農地で都市計画用途指定区域内となっております。申請地についてはタブレットをご覧ください。ここで補足ですが、隣接地は農地のようになっておりますが、現在、太陽光発電所が建築されております。今回、申請されている田については、実は昭和54年8月6日に転用許可が下りていますが、その際の譲受人が死亡したということもあり、再度の5条許可申請となっております。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで農地の区分は第3種農地です。一般基準は1番、3番、6番、8番は適当と判断をしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断しました。ご審議の方よろしく申し上げます。

○（議長）ありがとうございました。3番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。
4番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。
日程第4・議第77号を議題といたします。事務局係長お願いします。
- (事務局係長) 日程第4・議第77号 朗読
- (議長) それでは、事務局の説明をお願いします。
- (事務局 湊田主任) 議第77号、農地法第4条第1項の規定による許可の取消し願いが出ております。申請人、土地の所在は記載のとおりです。地目は畑で面積38.77㎡となっております。こちらですが、平成18年10月24日付けで駐車場として転用の許可を受けられましたが、今回、駐車場として利用しなくなったというご報告がありましたので、取り消しをいたします。以上です。
- (議長) ありがとうございます。ただ今の説明について質疑はありませんか。
- (7番委員) 駐車場として利用しなくなったとのことですが、現地は畑に戻してあるということでしょうか。
- (事務局 湊田主任) はい。詳細としては、こちらを駐車場として使われていましたが、道を挟んで前にその方所有のアパートがありましたが、令和2年7月豪雨災害で被災し、そちらの建物が無くなりまして、駐車場としての利用をしなくなったということで、今回、駐車場の取り消しをしてその後、農地として利用するということでご相談がありました。
- (議長) よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第５・議第７８号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第５・議第７８号 朗読

○（議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が、１番、２番、中－３番は２０番委員本人、中－６番、中－７番は９番委員と１６番委員が組合員の法人となっており、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。
それでは事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和５年１２月１８日付けで人吉市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。

まず、１ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が３７、１８６㎡、「畑」が６、２４４㎡、合計の４３、４３０㎡あがってきております。一番下の所有権移転の「田」が２、５１９㎡、「畑」が３、２１２㎡、合計の５、７３１㎡でした。次に右側の本年累計は記載のとおりです。

次に２ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表（所有権移転関係）になります。公社買い入れが１件、公社売り渡しが１件、計の２件ございました。

次に３ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が３件、再設定が６件、合計の９件あがってきております。いずれの案件も、それぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をさせていただいております。

次に４ページをご覧ください。農地中間管理機構分の利用権設定等状況一覧表になります。農地中間管理機構が行う利用権設定については、集積計画と配分計画の一括方式での取り扱いとなり、独立して一覧表を作成しております。「田」が２６、１５７㎡、「畑」が２、２３２㎡、計の２８、３８９㎡になります。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時11分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

- （議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。
- （24番委員）3番についてですが、同意の印鑑はしてありますが、捨て印がありません。捨て印は必要なくなったのでしょうか。
- （事務局 坂井）お答えします。捨て印までいただくのがベストだと思いますが、パソコンで作って来られまして、今回については間違いないので、捨て印が無くても大丈夫だと判断いたしました。これからは捨て印をいただくように指導をしていきたいと思っています。
- （24番委員）分かりました。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
1番、2番、中-3番、中-6番、中-7番を除く貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
貸借設定の1番、2番、中-3番、中-6番、中-7番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第6・議第79号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第6・議第79号 朗読

○（議長）それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和5年12月18日付けで人吉市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についての意見決定を求められております。

1ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表になります。今回、1件ありました。利用権の転貸の「田」が8,210㎡、「畑」が0㎡、合計で8,210㎡あがってきております。貸借を受ける者の1番の全部効率要件、2番の常時従事要件について審査をお願いします。以上です。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、本来でしたらここで案件調査表に目を通す時間と取りますが、今回は案件が1件のみですので、よく見ていただきましてこのまま採決してもよろしいでしょうか。

「 はい 」の声

○（議長）それでは、各自審査されての質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第7・議第80号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第７・議第８０号 朗読

○（議長）それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）お手元の資料、議第８０号、本日、お配りしました資料になります。

こちらが農地パトロールを７月から９月まで実施していただき、１０月からは農業委員、最適化推進委員、事務局の３名で見た結果、Ｂ判定としたリストになります。しかしながら、農林整備課、農業振興課に問い合わせを行いまして、この農地については、非農地としてはしないほうが良いとされた農地もございました。それにはいろいろな事情がございますが、例えば補助金や経営所得安定対策の関係です。非農地としても問題がないと判断された最終的な非農地対象農地一覧でございます。中をご覧ください。今回は、３７４筆ございました。一番下のほうに除外リストを載せておりますので、皆様の方からＢ判定としたけれども各部署から右側に原因を書いておりますが、こういった原因があるので、非農地から外して欲しいというリストになります。ご覧ください。

今までは１２月いっぱいまでに非農地通知を所有者へ送りまして、その中にはご自分で地目変更の申請をとっていただく案内も付けておりました。しかしながら、法務局から申請がありまして、職権で一括して申請をして欲しいという要望がございました。今まででしたら所有者がするものと考えておりまして、なかなか職権登記に踏み切らずにおりませんでした。今回、法務局と協議をしました結果、本市も職権登記をすることになりました。それをするによって、所有者様の負担を軽減することになると伺っております。もちろん文書のほうも今回、変えております。非農地通知を送ってすぐに職権登記をするわけではございません。２か月ほど期間を設けまして、その間に例えば見間違いや番地間違いで「実は作っていた」や「作る予定である」といった申し出があるかもしれません。本市としては２月いっぱいまでは猶予期間を設け、その後に職権にて一括登記をしていきたいという所存でございます。以上です。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります非農地対象農地一覧に目を通す時間を５分間ほどとります。１０時２５分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

○（事務局長）私のほうから一点、補足説明をさせていただきます。除外リストの中で薩摩瀬地区の被災された農地がずらりと一覧表にありますが、この状況については随時この場で私のほうから状況報告をしておりましたので、その後の状況を話しておきたいと思います。9月の末日だったかと思いますが、地権者の方たちを集めて、どのようにするかなどの意見交換を行いました。結果としては残念ながら地権者の中で反対される方がおられましたので、全体としての防災ステーションの計画については今、止まっている状況でございます。その時に私の方から今後の話について少し説明をさせていただきました。農業委員会としては、農地パトロールを行い、こうした非農地判断を行うということで現状、結論が出ていない状況としては、農業委員会としては通常どおり農地パトロールをさせていただいて、何らかの判断をすることになると伝えております。その後、地権者の皆様のご意向を確認することになりますが、その話の中では防災ステーションの話が無くなったのか、そのようなことではなく、地権者の皆様はまだ少し望みを持ってらっしゃる部分があるかと思われます。現状としては、農地災害復旧の取り下げがまだ出ていない状況でございます。経済部としては、この農地は今回のB判定としては外させていただいておりますので、皆さんご理解をいただきたいと思います。以上です。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）私のほうからひとつよろしいでしょうか。この除外されたリストの最後のページになりますが、この165番から168番は私の担当町内です。前回も同じ話をしたかもしれませんが、これは所有者が法人の方に利用権設定をしております。こういった場合は、法人のほうに連絡を入れない限りはここを預かっている人がなかなか管理をしません。そのような通知を出していただくことは出来ないのでしょうか。荒廃農地になる前にA判定の時にでも通知を出すことは出来ないのでしょうか。これは公社を入れての利用権設定ですので、きちんとした利用権設定になっていると思います。この調査の後に何人か私のほうにどうしたらいいのかと電話がありました。本人さんは80歳を超えた方でいらっしゃいますし、農地の管理することも出来ないということだったので、今は組合長に相談して欲しいとお話をしました。その農地についてはあがってきていないので、どうなっているのかと気になっています。法人が公社を通じた利用権設定をしているが、このようにあがってくるということであれば、本人さん

に通知をしてもなかなか管理も出来ないのも、そのために預けてあるということもあります。どうにか連絡なり、通知を出すことは出来ないのかと思っております。

- （事務局長）今の件については、私たちとしては所有者の皆さんにずっと送り続けているということでございますので、こういった状況があって全て耕作者のほうに送るとなるとかなりの数になると予想されます。今、ご相談があった件については、それぐらいの筆数かもしれませんが、全体を見たときにはやはりかなりの数になると見受けられます。今回の166番から168番については、ここに書いてあるとおり中山間の農地であり、経営所得安定対策の対象農地でございます。特に中山間については、きちんと管理をしないと交付金の返還などもありますので、そういった面での指導というのは農業振興課側からしなければなりません。その他の利用権設定におけるものについては、なかなか現状、貸し借りのところまで全て判断していきながらということとは、非常に筆数も多くございますので、難しいのではないかとというのが現状でございます。

- （議長）希望としましては、法人に対して「この農地が荒廃しています」ということだけでも通知や連絡をしていただければ、非常に助かります。現状を見てみますと、荒廃農地が多数出てくるような感じがしております。法人としての役割が出来ていないように感じますので、厳しいかもしれませんが、通知だけでも出していただければ、月に1回は会合を行いますので、そういう中できちんとした管理が出来るのではないかと考えております。先々そういうことが出来ましたらよろしくお願いします。

- （3番委員）今、事務局長の話の中にもありましたが、中山間地に指定されて更新は何年に1回の更新になるのでしょうか。

- （事務局長）5年に1回です。

- （3番委員）分かりました。

- （議長）ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
一覧表に記載の農地につきまして、農地に該当しないと判断し非農地通知を発送いたしますことについてご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

これにて令和5年第13回人吉市農業委員会総会を閉会します。

(10時30分 終了)

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員